

令和2年4月のご利用分から 地区市民ホールの使用料が変わります！

令和元年6月議会定例会での議決を受け、令和2年4月利用分より、下表の施設使用料を改定します。市では、「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」に基づき、4年ごとに使用料の見直しを行っています。今回は、基本方針に基づき再算定を行うとともに、令和元年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられることを反映した改定を行います。引き続き、ご理解とご協力をお願いいたします。

◆会議室使用料

(単位：円)

施設名		利用区分	現行使用料	改定使用料
豊ヶ丘地区市民ホール	第1会議室	9時30分から13時	500	510
		13時から17時	570	580
		17時から21時30分	640	660
	第2会議室	9時30分から13時	140	140
		13時から17時	160	160
		17時から21時30分	180	190
諏訪地区市民ホール	1階第1会議室	9時30分から13時	700	720
		13時から17時	800	820
		17時から21時30分	900	920
	1階第2会議室	9時30分から13時	200	210
		13時から17時	230	240
		17時から21時30分	260	270
	2階第1会議室	9時30分から13時	480	490
		13時から17時	550	560
		17時から21時30分	620	630
	2階第2会議室	9時30分から13時	130	130
		13時から17時	150	150
		17時から21時30分	170	170
東寺方地区市民ホール	第1会議室	9時30分から13時	480	500
		13時から17時	550	570
		17時から21時30分	620	640
	第2会議室	9時30分から13時	150	150
		13時から17時	170	180
		17時から21時30分	190	200

◆ピアノ使用料の変更はありません。

お問い合わせ先

豊ヶ丘地区市民ホール 電話 376-3636

諏訪地区市民ホール 電話 373-4666

東寺方地区市民ホール 電話 372-1668